



# 鳥取県公報

平成12年 2月25日(金)  
号外第10号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 議会規則 鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則（総務課）…………… 1

## 議 会 規 則

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 2月25日

鳥取県議会議長 廣 江 式

### 鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（傍聴の申込み）

第3条 会議を一般席で傍聴しようとする者は、傍聴申込書に住所及び氏名を記入して、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、10名以上の者が会議を一般席で傍聴しようとするときは、その代表者が、団体の名称、代表者の住所及び氏名並びに傍聴しようとする者の人数をあらかじめ係員に申し出て、傍聴券の交付を受けることができる。

（傍聴券）

第4条 傍聴券は、会議の当日に、傍聴受付において先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。